

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：地方公共団体)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金 額	伸 率
(1)財政融資	23,566	24,228	△662	△ 2.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	23,566	24,228	△662	△ 2.7

(注1) 額については、令和6年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和5年度計画額及び令和6年度要求額は、令和5年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和6年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）における財政融資資金の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和5年度当初計画額は24,238億円である。

(注2) このほか、地方公共団体金融機構に関して、政府保証（4年）を要求。

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金 額	伸 率
(1)財政融資	400,428	400,937	△509	△ 0.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	400,428	400,937	△509	△ 0.1

(注) 計数は、一定の仮定に基づく推計値である。

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	92,101	94,981	△2,880

(注) 令和5年度計画額及び令和6年度要求額は、令和5年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和6年度の「通常収支分」に係る地方債計画(案)それぞれの総額であり、「東日本大震災分」を加えた令和5年度当初計画額は94,994億円である。

資金計画

(単位：億円)

資金計画

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減	
事業計画実施に必要な資金の合計額	92,101	94,981	△2,880	
(財源)	財政投融资	23,566	24,228	△662
	財政融資	23,566	24,228	△662
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	68,535	70,753	△2,218
	地方公共団体金融機構	16,036	16,416	△380
	市場公募	32,454	34,100	△1,646
	銀行等引受	20,045	20,237	△192

(注) 額については、令和6年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和5年度計画額及び令和6年度要求額は、令和5年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和6年度の「通常収支分」に係る地方債計画(案)の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和5年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は94,994億円及び24,238億円である。

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：地方公共団体)

＜官民の役割分担・リスク分担＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。
2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

1～3について

地方公共団体は、国の経済・財政対策や国の予算等と整合的に作成される地方財政計画等を踏まえ、道路、河川、上下水道などの社会資本整備等を行っており、国の取り組みと歩調を合わせ、官民の適切な役割分担を図っているものである。

事業の実施に当たっては、地方自治法等の関係法令に基づき、地方議会の議決等の民主的な手続により意思決定がなされている。地方債は、地方公共団体が上記のような社会資本整備等を進めるために欠くことのできない重要な財源であり、特に、

- ① 災害復旧事業、国が実施方針を定めている公共事業、国が地方公共団体の規模等にかかわらず実施を義務付けている義務教育施設の整備事業など、国の政策と密接な関係のある事業や地方交付税総額の不足に伴う補填措置である臨時財政対策債については、国の責任として公的資金を確保する必要があること、
- ② 民間資金だけでは施設の耐用年数に見合った長期でかつ低利の資金調達に限界があること、
- ③ 地方公共団体間の資金調達能力の差を踏まえた資金を供給する必要があること、

等から、地方債の原資として一定量の公的資金が必要である。

なお、地方公共団体が発行する地方債は、今後とも確実に償還されるものである。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度の地方債計画の策定に当たっては、各事業の実施状況等を踏まえた上で、その所要額を確保したところであり、これにより、地方公共団体は社会資本整備等を円滑に実施しているところである。

令和6年度においても「通常収支分」に係る地方債計画（案）においては、各事業の実施状況等を踏まえて策定された令和5年度計画を勘案して、必要な公的資金について計上している。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	2年度	3年度	4年度
運用残額	8,350億円	11,227億円	5,009億円
運用残率	12.5%	15.4%	8.6%

(注) 「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：地方公共団体)

「経済財政運営と改革の基本方針２０２３」、「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針２０２３」

第２章 新しい資本主義の加速

５．地域・中小企業の活性化

第３章 我が国を取り巻く環境変化への対応

２．防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

第４章 中長期の経済財政運営

３．生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

「デジタル田園都市国家構想基本方針」

第３章 各分野の政策の推進

１．デジタル実装による地方の課題解決

(５) 豊かで魅力あふれる地域づくり

③ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

ii 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

(b) 過疎対策の推進

⑦ 防災・減災、国土強靱化の強化等による地域の安全・安心の確保

(a) 次期国土強靱化基本計画の検討と継続的な防災・減災、国土強靱化の推進

などの施策を推進するため、財政融資資金を活用し、道路、河川、上下水道等の社会資本整備等を行う。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：地方公共団体）

1. 政策的必要性
2. 民業補完性
3. 有効性
4. その他

1～4について

地方公共団体は、政策目標の実現のため、地方財政計画等を踏まえ、国庫補助事業や地域の実情に即した地方単独事業の実施等により、道路、河川、上下水道などの社会資本整備を行っており、国と同様に公共投資等の実施主体である。

地方債は、地方公共団体が上記のような社会資本整備等を進めるために欠くことのできない重要な財源であり、

- ① 災害復旧事業、国が実施方針を定めている公共事業、国が地方公共団体の規模等にかかわらず実施を義務付けている義務教育施設の整備事業など、国の政策と密接な関係のある事業や地方交付税総額の不足に伴う補填措置である臨時財政対策債については、国の責任として公的資金を確保する必要があること、
- ② 民間資金だけでは施設の耐用年数に見合った長期でかつ低利の資金調達に限界があること、
- ③ 地方公共団体間の資金調達能力の差を踏まえた資金を供給する必要があること、

等から、地方債の原資として一定量の公的資金が必要である。

なお、地方公共団体が発行する地方債は今後とも確実に償還されるものである。